

公認会計士による税金のお話!

●春日部地区浦高会賀詞交歓会／会員スピーチ

2月2日(日)午後5時から、やまや新館(春日部

駅西口)で春日部地区浦高会賀詞交歓会が開催され29名の会員で楽しいひと時を過ごしました。前半の会員スピーチは、公認会計士の池田博行さん(44回)による「公認会計士の仕事と暮らしの税金」でした。

◇ ◇

■公認会計士の仕事と暮らしの税金 池田博行さん

1. 公認会計士と税理士の違い

公認会計士は「公認会計士法」で監査及び会計の専門家として会社等の信頼性の確保を保證することが使命とされ、税理士は「税理士法」で税務に関する専門家として申告納税制度の理念にそった納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。と法律の位置づけも違ってきます。

2. 公認会計士の業務について

- ① 監査の種類：金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査、包括外部監査など
- ② 監査対象：上場企業、学校法人、公益財団法人、都道府県、指定都市、中核市など
- ③ 監査役との違い：監査役は事業監査を主として行い、公認会計士は会計監査を担当する

3. 税理士の業務について

- ① 税金の種類：直接税と間接税の違い、国税と地方税(県民税と市町村税)
- ② 申告納税制度：国税の直接税(所得税、法人税、相続税、贈与税などの申告を行う)

4. 暮らしの税金 Q&A

Q1. 専業主婦が貯めたへそくりは、夫の財産か、妻の財産か?

A. 専業主婦であれば夫の財産、妻が働いている場合は妻の財産

Q2. 葬儀に関してかかった費用で、相続税控除できるものはどれか?

A. 控除できる費用：お布施、葬儀代、葬儀の際のお手伝いへの心付け、会葬御礼

控除できない費用：初7日・49日の法要、香典返し、生花代(喪主以外はダメ)、仏壇や墓石代(ただし、生前に購入していれば控除対象となる)

Q3. 亡くなった母の遺品等で相続税申告の対象となるものは?

A. 対象：宝石、車。 対象とならない：着物、死亡後に受け取った国民年金

Q4. 亡くなった時に受取人が姉となっている生命保険については、妹も受け取る権利があるのか?

A. 権利がない

Q5. ネットオークションやフリマアプリで得た売却収入は確定申告の必要があるか?

A. 生活必需品であれば申告の必要なし

Q6. 以下の場合で贈与税がかかる場合は?

① 両親からそれぞれ110万円ずつもらった場合 ⇒ A. かかる(もらった人の限度額が110万円)

② 親が学費や下宿費用を負担している場合 ⇒ A. かからない

③ 親から援助してもらった下宿費用を切り詰めて自動車を購入した場合 ⇒ A. かかる

Q7. 医療費控除の対象となるものはどれか?

A. 対象：薬局で購入した風邪薬、鍼灸師への施術費用、補聴器、派の治療を目的とした金歯、視力回復のための手術費用

対象外：インフルエンザ予防接種代金、薬局で購入したビタミン剤や栄養ドリンク、人間どっくにかかる費用(ただし重篤な病気が見つければ対象となる)、メガネ、入院のために購入した洗面用具や寝巻き代、病院に通うためのタクシー代、自家用車で通院するためのガソリン代や駐車料金

Q8. 3年前の税金還付が見つかったときに、今からでも確定申告により還付は可能でしょうか?

A. 5年間で対象となるので可能。しかも、還付申告は1月1日から受け付けられるので早めの申告を!

Q9. 税金について困ったことがあったときはどこに相談すればいいですか?

① 最寄りの税務署。 ② 近所や知り合いの税理士。 ③ 税理士会による無料相談会 で相談してできる

◇ ◇

知っているようで知らないことが多いものです。最後の「暮らしの税金Q&A」は大いに勉強になりました。さあ、確定申告をしなくては…。困った時には「池田会計事務所」にご相談ですね。感謝!

